

第 92 回運用委員会	資料 5
平成 27 年 3 月 26 日	

(案)

年金積立金管理運用独立行政法人
理事長 三 谷 隆 博 殿

別紙 1、別紙 2 のとおり、運用委員会は、年金積立金管理運用独立行政法人の投資原則及び行動規範を作成したので、年金積立金管理運用独立行政法人法第 15 条第 4 項の規定に基づき、これを建議する。

法人においては、本建議の趣旨に沿い、今後の業務運営に当たるよう要請する。

平成 27 年 3 月 26 日

運用委員会委員長 米 澤 康 博

平成 27 年3月 26 日

年金積立金管理運用独立行政法人の投資原則

年金積立金管理運用独立行政法人(以下「GPIF」といいます。)の運用委員会は、GPIFの投資原則を定めました。

本原則を国民の皆様との約束とさせていただき、運用委員及び役職員は、高い職業倫理に基づき行動してまいります。そして、管理運用体制を強固なものとし、説明責任を果たしつつ、国民の皆様から更なる信頼を得ていきたいと考えています。

投資原則

- 【1】 年金事業の運営の安定に資するよう、専ら被保険者の利益のため、長期的な観点から、年金財政上必要な利回りを最低限のリスクで確保することを目指す。
- 【2】 資産、地域、時間等を分散して投資することを基本とし、短期的には市場価格の変動等はあるものの、長い投資期間を活かして、より安定的に、より効率的に収益を獲得し、併せて、年金給付に必要な流動性を確保する。
- 【3】 基本ポートフォリオを策定し、資産全体、各資産クラス、各運用受託機関等のそれぞれの段階でリスク管理を行うとともに、パッシブ運用とアクティブ運用を併用し、資産クラスごとにベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保しつつ、収益を生み出す投資機会の発掘に努める。
- 【4】 株式投資においては、スチュワードシップ責任を果たすような様々な活動を通じて被保険者のために中長期的な投資収益の拡大を図る。

以上

平成 27 年3月 26 日

年金積立金管理運用独立行政法人の行動規範

年金積立金管理運用独立行政法人(以下「GPIF」といいます。)の運用委員会は、GPIF の役職員等が遵守すべき行動規範を定めました。

私たち役職員等一人ひとは、日々の業務の原点を「国民の皆様から信頼される組織」であることに置き、誠実にこの規範に基づき行動します。

行動規範の対象範囲

- この行動規範は、次に掲げるGPIFの役職員等を対象とします。
 - ・ 運用委員会の委員
 - ・ 役員及び職員その他のGPIFの指揮監督を受けてその業務に従事している者

行動規範

【1】社会的な使命

- 私たちは、厚生年金と国民年金の給付の財源となる年金積立金をお預かりして管理・運用を行い、その収益を国に納めることにより、年金事業の運営の安定に貢献することを使命とします。

【2】受託者としての責任

- 私たちは、年金積立金が将来の年金給付の貴重な財源となることを認識し、専ら被保険者の利益のために、慎重な専門家(プルーデント・エキスパート)としての注意を払い、受託者としての責任を果たすことを誓います。なお、運用委員会の委員は、かかる責任を果たすにあたり、所属する機関の利益を考慮しません。

【3】法令等の遵守と高い職業倫理の保持

- 私たちは、法令等と社会規範を遵守するとともに、年金積立金の管理・運用に携わる社会的な責任を自覚し、国民の疑惑や不信を招くことの無いよう、高い職業倫理を保持して行動します。

【4】秘密保持義務の遵守と保有財産の保護

- 私たちは、非公表の投資方針や投資行動など業務上知り得た秘密を厳しく管理し、私的利用や不正流用をしません。
- 私たちは、GPIFが保有する有形・無形の財産（例えば、文書、情報、システム、ノウハウなど）を、GPIFのため有効に利用するとともに、適切に保護・管理します。

【5】自己又は第三者の利益追求の禁止

- 私たちは、GPIFにおけるその職務や地位を自己（親族を含む）又は第三者の利益のために利用しません。
- 私たちは、GPIFに不利益を及ぼすような利得行為を行いません。

【6】公正な取引

- 私たちは、国内外における公正な取引慣行を尊重し、すべての取引関係者に対して公正に接します。
- 私たちは、反社会的な勢力又は団体との一切の取引を行いません。

【7】適切な情報開示

- 私たちは、国民の皆様に対する情報公開、広報活動の充実を図ります。
- 私たちは、法令等で開示が義務付けられた財務諸表等や業務概況書の信頼性と適正性を確保します。
- 私たちは、勤務時間内外ともに、自己の対外的な活動（出版、講演、取材対応、ソーシャルメディアの利用等）がGPIFの信用に影響を与えることを常に認識して行動します。

【8】個人の働きと組織の発展

- 私たちは、自己研鑽と専門性の向上に努め、コミュニケーションとチームワークを大切にし、一人ひとりが個性と能力を発揮して、GPIFの使命達成のために努力します。
- 私たちは、良好な職場環境を維持するために、一人ひとりの個性、能力、価値観、健康、プライバシー等を尊重するとともに、一切の差別行為及びハラスメント行為を行いません。

【9】違法行為、不正行為の報告

- 私たちは、役職員等について法令等の違反行為や不正行為（これらが生じるおそれのある場合を含みます。）を発見したときは、内部通報制度の利用も含め、GPIFに対して迅速に報告します。
- 私たちは、上記の報告があったときは、内部規程に基づき、必要な調査を実施し、その是正や再発防止のための措置を講じます。

行動規範の見直し

- 行動規範は、運用委員会の下に設置されたガバナンス会議において定期的に検証します。
- その結果、ガバナンス会議が行動規範を変更する必要があると認めるときは変更案を作成し、運用委員会で議論の上、運用委員会が変更します。

以上